

青少年旅行村施設等の指定管理者募集要項

募集の目的

現行指定管理者の指定期間が平成29年度で満了することに伴い、平成30年4月から渡嘉敷村青少年旅行村施設等の管理を行う指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

- (1) 名称 渡嘉敷村青少年旅行村施設及び阿波連ビーチ水難事故防止監視
- (2) 位置 渡嘉敷村字阿波連182-8
- (3) 施設概要

管理棟 1棟（前広場含む。）

トイレ・シャワー棟 1棟

ダイビング用プール・レジャープール(トイレ・更衣室含む。)

オートキャンプ場・駐車場

クバ山・展望台

照明など付帯設備

阿波連ビーチ水難事故防止監視台

※別添「管理区域図」

2. 指定管理者が行う管理運営業務等

- (1) 利用の禁止、制限及び旅行村施設及び阿波連ビーチの秩序維持
- (2) 施設利用予約受付及び許可申請書の受付
- (3) 利用料金の収受及び免除
- (4) 施設の維持及び修繕
- (5) 清掃及び草刈り等、衛生的環境の確保
- (6) 電気料金、上下水道料金等の支払い
- (7) 阿波連ビーチ水難事故防止監視員及び救難艇配備に関すること
- (8) 阿波連ビーチの安全確保及び環境美化に関すること
- (9) 施設の利用促進業務
- (10) 施設利用者の事故防止対策及び救急業務に関すること
- (11) その他上記業務に付随する業務

3. 指定管理者に指定する期間

平成30年4月1日 ～ 平成33年3月31日まで（3年間）※議会議決事項

4. 収入及び管理運営経費等

施設の管理運営に関する全ての費用は、委託料及び利用料金並びに自主事業収入をもって充てるものとし、収支が赤字になっても村は補填しません。

(1) 委託料の支払い

村が支払う委託管理料の額については、指定管理者から提出される収支予算書を基に、村と指定管理者が協議のうえ、各年度の予算の範囲内で協定書に定めず。協定で定めた額は、年度毎に村から指定管理者に対し支払います。

なお、支払い方法や時期等については、単年度の協定書に定めます。

(2) 利用料金の収入

指定管理者は施設の利用料金を村に納入することなく、直接收受（指定管理者の収入）することになります。

(3) 料金等の額の決定

施設利用料金の額は、渡嘉敷村青少年旅行村使用料徴収条例による。

(4) 自主事業の収入

指定管理者は、事業計画に基づき自己の責任と費用負担により自主事業を行い、収入を得ることができます。但し、実施にあたっては、村と協議を行い、施設の利用目的の範囲内で公共性を十分に理解し、その趣旨に沿った運営を行うものとします。

(5) 管理口座

経費及び収入は、指定管理業務専用口座で管理して下さい。

(6) その他

指定管理者は、当該事業の収支差額に黒字が発生した場合、その金額の50%を指定管理料の減額分として協定書に定める期日までに甲に返金納付するものとする。(千円未満切り捨て)

5. 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は、管理運営するにあたっては、地方自治法、渡嘉敷村青少年旅行村管理条例及び渡嘉敷村海岸条例等法令を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って行うものとする。

- (1) 施設利用者の安全を第一に考えること。
- (2) 本施設の設置目的に基づき管理運営を行うこととし、特定の個人団体に対して有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- (3) 利用者及び地域住民の意見要望等を管理運営等に反映させるよう努めること。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努めること。
- (5) 個人情報等の適切な管理を行うこと。
- (6) 村主催及び共催等の事業について、積極的に連携協力に努めること。

6. リスク対応について

(1) リスクの管理及び責任分担

施設の維持管理、小規模修繕は指定管理者が負担する。事故、災害等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第1次的な責任は指定管理者が負うものとし、被災が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに村に報告しなければならない。

管理運営上の事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に参加すること。

村と指定管理者のリスク及び責任分担は、次のとおりです。

項 目	指定管理者	村	備 考
施設の秩序維持	○		
行為の許可、利用許可	○		
利用料金の徴収、減免	○		
施設、設備の維持管理	○		
施設の修繕	○		小修繕
		○	資産価値の向上または耐用年数の延長につながるもの
利用者・第三者への損害賠償	○		指定管理者の責めによる場合
			上記以外の場合は協議して定める
自然災害及び火災等による施設等の損害に対する責任	○		指定管理者の責めによる場合
		○	上記以外の場合
利用者に係る保険の加入	○		
施設等に係る各種保険の加入	○		下記以外のもの
		○	建物総合損害共済

7. 応募資格

- (1) 指定管理期間中において、青少年旅行村施設等の管理運営を円滑かつ安定して実施できる村内に住所を有する法人、その他の団体とします。(団体の場合法人格は必ずしも必要ありませんが、個人の応募はできません。)

- (2) 村税の滞納がないこと。
- (3) 役員に破産者で復権を得ない者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等。

8. 申請の方法

指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

添付書類

- 1. 管理の業務に関する事業計画書及び収支計画書
- 2. 法人等の定款若しくは寄付行為の写し又はこれらに準ずるもの
- 3. 法人にあっては当該法人の登記事項証明書
- 4. 法人等の経営状況を説明する書類
- 5. 納税証明書（直近年度）
- 6. その他村長が必要と認める書類

9. 募集期間及び提出先

指定管理指定申請書（第1号様式）のほか、必要書類を次の期間内に持参してください。なお、必要な書類が不足している場合は受付致しません。

- (1) 受付期間 平成30年2月1日（木）～平成30年2月8（木）
※土、日、祝日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時までの間を除く）
- (1) 提出先 渡嘉敷村商工観光課（商工係）

10. 選定の方法等

(1) 資格審査

指定申請書等の提出後、応募資格要件を満たしているかどうかの書類審査を行います。

(2) 選定委員会

指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会を設置し、審査を行います。

(3) 選定の基準

- ①事業計画の内容が利用者の平等な利用が確保されるものであること
- ②事業計画の内容が公の施設の効用を効果的に発揮されるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること
- ③ 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有するものであること

11. 指定管理者の指定

選定委員会において指定管理者として選定されたものは、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

12. 指定結果

応募された法人等には、指定又は不指定の通知書を議会終了後速やかに通知します。

13. 指定管理者との協定締結

指定管理者に指定された者は、村長が定める協定を本村と締結するものとする。

14. 募集及び選定スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下のとおり予定しています。

- (1) 募集要項等の配布 平成30年2月1日(木)～平成30年2月8日(木)
- (2) 申請の受付 平成30年2月1日(木)～平成30年2月8日(木)
- (3) 選定委員会 平成30年2月15日(木)
10:30(村役場2階大会議室)予定
※必要に応じ応募者プレゼンテーション含む。
- (4) 議会の議決 平成30年3月予定
- (5) 協定の締結 議決後に締結

15. 問い合わせ先

渡嘉敷村商工観光課 商工係

Tel. 098-987-2323

Fax 098-987-3085

E-mail syoukou@vill.tokashiki.okinawa.jp